省令

○総務省令第五十八号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十日

総務大臣　高市　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［2　略］ 3　法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。 4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　略］ **第六条の二**　法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　略］ **第六条の二の二**　法第四条第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［2　略］ **第六条の二の三**　法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)及び(3)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの（実験試験局を除く。）とする。 **第六条の二の四**　法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。 一　特定小電力無線局（第六条第四項第二号(1)に規定するもの（同号(1)㈣に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び同号(11)に規定するものに限る。）	（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　同上］ ［2　同上］ 3　法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。 4　法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　同上］ **第六条の二**　法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ **第六条の二の二**　法第四条第一項第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［2　同上］ **第六条の二の三**　法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)及び(3)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。 ［新設］